

Q	A
<p>ラベル・SDS対象物質はいつまで増えるか。また改定は数年ごとにしてほしい。</p>	<p>国のGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質についてラベル・SDS交付等の対象となるリスクアセスメント対象物に追加することとなっている。</p> <p>なお、既に公布されているリスクアセスメント物質のは令和3年3月31日までに行われたGHS分類の結果を基にしているが、これを令和6年3月31日までに行われたGHS分類の結果を基に、リスクアセスメント対象物が規定されることが予定されている。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001415962.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001415962.pdf</a></p>
<p>スライド29で、現行、表示・通知対象物質は674物質とあるが、表示・通知対象物質は2023年8月に7物質除外となったため、2024年3月末時点で667物質ではないか。</p>	<p>令和5年8月30日政令第265号による改正及び即日施行により、667物質となった。参考までに、</p> <p>2021.1.1～ 674物質 2023.8.30～ 667物質 2024.4.1～ 896物質</p> <p>である。ただしこの物質数は法令の条文で記述される条文数のことであり、1つの条文で複数の物質を意味することがあるので注意されたい。</p> <p>令和6年4月1日以降はこちら <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001039137.xlsx">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001039137.xlsx</a> 令和7年4月1日以降はこちら <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001168179.xlsx">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001168179.xlsx</a></p>
<p>「皮膚等障害化学物質等」「皮膚等障害化学物質」などの記述の差は何か。</p>	<p>皮膚等障害化学物質又はこれを含有する製剤の場合には皮膚等障害化学物質等となります。</p>
<p>職場のあんぜんサイトのモデルラベルで、消防法上記債が必要な「危険等級」の記載がない物質、改定日が古くGHS分類が旧様式のものがある。これらは見直されるのか。</p>	<p>法令の記述対象については、化学物質対策に関するQ &amp; A（ラベル・SDS関係）のQ12-4.を参照されたい。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html</a></p> <p>モデルラベルの見直しについては現在のところ未定である。</p>
<p>皮膚等障害化学物質の物質名、含有量を出さないメーカーがあり困っております。 このようなメーカーに対して、対応する方法はあるでしょうか。 弊社は原料を混合した製品を扱っており、含有量が不明だと、製品として皮膚等障害化学物質等に該当するかが判定できません。</p>	<p>SDSの提供についてお困りのことがあったら、最寄りの労働基準監督署に相談されたい。</p>
<p>飲料物の容器に小分けすることを禁止してはどうか。</p>	<p>ラベル表示対象物を他の容器に移し替えて保管する場合にはラベル表示等により内容物の名称や危険有害性情報の伝達措置を講じる必要がある。</p> <p>そのほかの化学物質についても、誤飲を防ぐための措置を講じることが望ましい。</p>

<p>化学物質管理者の職務に「ラベル表示・SDSの通知」がありますが、どこまでの管理が求められるか。例えば SDSをメールで交付した場合、その履歴を記録しておく必要はあるか。</p>	<p>化学物質管理者が管理する事項はラベル・SDS交付に係る技術的事項であり、SDS交付先の管理まで求められてはいない。化学物質管理者の職務については、化学物質管理者講習テキストを参考とされたい。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001107730.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001107730.pdf</a></p>
<p>スライド52の見直し中のコメントがありますが、どの表記部分の見直しをしますか？</p>	<p>令和7年2月5日時点では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考資料の前に統計・分析を追加</li> <li>・テキスト、動画、マニュアルをひとまとまりとしていたが、・テキスト、・動画、・マニュアルにそれぞれ分けたとの見直しが行われている。</li> </ul>
<p>リスクアセスメント義務物質で義務化以前から取扱いがある物質は、義務化後もそのまま努力義務であると考えてよいか。</p>	<p>リスクアセスメント対象物であれば、義務化前より取り扱っている物質でも、法令施行日以降は義務対象となる。リスクアセスメントの実施時期については、安衛則第34条の2の7を参照のこと。</p>
<p>特定化学物質の掲示の拡大の対象には、硝酸や硫酸といった第三類物質も含まれるか。</p>	<p>掲示の対象は、それまでの特別管理物質から、全ての特定化学物質と改正されており、第三類物質も含まれる。</p> <p>特化則第2条第1項第7号、第38条の3</p> <p>令和5年4月21日付け基発0421第1号「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令の施行について」</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001089721.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001089721.pdf</a></p>
<p>SDSに安衛法番号について記載する際、既存化学物質や公表化学物質などと表記にバラつきがあるように見受けられるが、どのように表記するのが正しいか。</p>	<p>安衛法に基づく既存化学物質とは、昭和54年に公表された化学物質の他、その後に新規化学物質として公表された化学物質を含む。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/anzeneisei06/01c.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/anzeneisei06/01c.html</a></p> <p>公表された化学物質であれば公表番号がありそれを記載する。高分子化学物質等で既存化学物質扱いとなっているものについては公表番号がないため、既存化学物質である旨のみを記載する。</p>
<p>特定化学物質の掲示について、少量多品種を取り扱っており、全てを掲示するのは現実的ではないが、どのような方法があるか。</p> <p>例えば、名称だけリストで掲げ、その他の情報はQRコードで読めるようにする対応では不十分か。</p>	<p>安衛則第592条の8等の掲示方法は、作業場において作業に従事する全ての者が作業中に容易に視認できる方法によることをいい、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等の電子情報処理組織を使用する等の方法がある。</p> <p>令和5年3月29日付け基発0329第32号「労働安全衛生規則第592条の8等で定める有害性等の掲示内容について」2を参照。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/001080990.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/001080990.pdf</a></p> <p>なお、当該事業場以外に所属する作業者が同一作業場で作業する場合において、当該事業場作業員のみがアクセスできるネットワーク上の電子媒体を参照させる方法は法令の趣旨に反するため、注意されたい。</p>
<p>「有害な業務に係る歯科健康診断」について、歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所について、ガスや蒸気の量、常時の基準はあるか。</p> <p>また、塩酸などを希釈する作業を定期的実施する場合は対象になるか。</p>	<p>特に基準は定めていない。</p> <p>常時従事する労働者とは、「継続して当該業務に従事する労働者」のほか、「一定期間ごとに継続的に行われる業務であってもそれが定期的に反復される場合」も該当する。</p> <p>ただし、作業の常時性については、作業頻度のみならず、個々の作業内容や取扱量等を踏まえて個別に判断する必要がある。</p>

<p>化学物質管理者、保護具着用責任者の掲示に関しまして、掲示等となっておりますが、「等」は何を指していますか？社員がアクセス可能なサイトにおける電子的掲示でも問題ございませんか？</p>	<p>化学物質管理者に腕章を付けさせる、特別の帽子を着用させる、事業場内部のイントラネットワーク環境を通じて関係労働者に周知する方法等が含まれる。</p> <p>令和4年5月31日付け基発0531第9号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」第4 1 (4) を参照。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987120.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987120.pdf</a></p>
<p>成分組成が営業上の秘密に当たるとき、リスクアセスメント義務ではない成分であっても、危険有害性情報（GHS分類情報）がある場合は、リスクアセスメント義務物質と同様にSDSに化学名を開示し、含有量は10%未満の幅表示が必要か。</p>	<p>情報提供する努力義務がかかっている。</p> <p>化学物質対策に関するQ &amp; A（ラベル・SDS関係）Q5-2. を参照。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html</a></p> <p>なお、通知対象物の成分の情報が営業秘密情報である場合の扱いについて、法令改正が検討されている。  第174回労働政策審議会安全衛生分科会  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00038.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_00038.html</a></p>
<p>作業性とリスクとのバランスを見て適切な対策を考えるのは非常に難しいと感じており、作業性が悪くなる過剰な対策案のように感じる対策が多いが、適切な対策案を考えるための何かアドバイスはあるか。</p>	<p>作業方法の変更、作業場所のレイアウトの変更、補助具の検討など、対象作業を行っている作業者とその場所を管理する者、作業指示を行っている者が協力して対策案を検討してみることなど、関係者を巻き込み検討することも手法の一つである。また、化学物質管理専門家などの専門家に相談することも有効であるとする。</p>
<p>P45の特殊健康診断の実施頻度の緩和について、要件を満たしていれば、事業者の判断で頻度を減らしていいという解釈でよいか。（認定を受ける等必要はないということか。）</p>	<p>認定を受ける等の必要はない。</p> <p>令和4年5月31日付け基発0531第9号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」第3 8 オ を参照。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987120.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987120.pdf</a></p>
<p>各々の事業者の責任でリスク管理するとすると、個別で対策が規定されている特別規則対象物質は今後増えないのか。</p>	<p>特別規則による個別規制のあり方については今後の検討課題であるが、現時点で決まっていることはない。</p>
<p>ある商品（製品）が高アルカリ（pH13以上のため）皮膚腐食性・刺激性が区分1として対象化学物質の含有量が1%以下となるような場合、SDSの適用法令の項目に皮膚刺激性有害物質の記載は必要なのか。</p>	<p>皮膚等障害化学物質の含有量が裾切値（皮膚刺激性有害物質の場合は1重量%）未満の製剤には労働安全衛生規則第594条の2の適用はない。</p> <p>令和5年7月4日付け基発0704第1号「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」4（1）を参照。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001165500.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001165500.pdf</a></p>
<p>令和7年4月1日より表示通知義務対象物質は、規則別表第2に記載されることになるが、SDSの15項はいつまでに書き換える必要があるか。</p>	<p>令和7年4月1日までに書き換えられていることが望ましい。</p>
<p>がん原性物質を含有している「一般消費者の生活の用に供される製品」を取り扱う場合、作業記録の保存は必要ないか。</p>	<p>安衛則第577条の2第11号の記録については、それが主として一般消費者の生活の用に供される製品についてである場合は、必要ない。がん原性物質を含有するものであっても同様である。</p>
<p>スライド29のリスクアセスメントの対象物質の追加において、無水物を指定された場合、その水和物についても別途指定が無い場合、混合物と同様に考えて裾切値を基に管理を行えばよいか。</p>	<p>無水物・水和物の性状と取扱方法を検討し、必要な管理を行われない。</p>
<p>P31で、労働者の意見を聴く機会を設けることとし、記録を作成し…とあるが、労働者に意見聴取した結果何もコメントがない場合は「なし」の記録を付けるという対応で良いか。</p>	<p>意見を聴取したこと、意見（コメント）がなかったことを記録されたい。</p>

<p>QAのご回答の中で、何かの検討会の157回の資料をご紹介されていましたが、どの検討会か書き留められなかったため、再度ご教示いただきたい。</p>	<p>労働政策審議会 安全衛生分科会である。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126972.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-rousei_126972.html</a></p>
<p>リスクアセスメント対象物質は原料メーカーにCAS開示を求めることは可能か。</p>	<p>リスクアセスメント対象物質のCAS番号については公表されているので、参考とされたい。  労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001168179.xlsx">https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001168179.xlsx</a></p>
<p>「SDSの見方」について、一般作業員向けの参考となるものがあるか。</p>	<p>職場の安全衛生教育のための資料を公開しており、活用されたい。  化学物質の使用実態に応じた職場の安全衛生教育のための資料  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19390.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19390.html</a>  なお、SDS制度については、関係省庁が合同で作成したパンフレットがある。  -GHS対応- 化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度  <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131003-01-all.pdf">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/131003-01-all.pdf</a></p>
<p>化学物質管理者は、何人ぐらい必要か。職場ごとに必要か。</p>	<p>リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う事業場ごとに選任が必要である。複数名選任することを妨げるものではない。選任は事業場単位で行うが、例えば、建設工事現場における塗装等の作業を行う請負人の場合、一般的に、建設現場での作業は出張先での作業に位置付けられ、このような出張先の建設現場にまで化学物質管理者の選任を求めるものではない。</p>
<p>化学物質管理者は、作業場の建屋が違う人でもよいか。</p>	<p>リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う事業場ごとに選任が必要である。</p>
<p>小分け容器に表示する危険性については、GHSのピクトグラムのみでよいか。</p>	<p>ピクトグラムのみでは不十分である。  小分け容器に明示する必要があるのは、安衛則第33条の2により、当該物の名称及び人体に及ぼす作用である。これらは、ラベル表示について規定する安衛則第24条の14第1項のうち、第1号イ及びロに相当する。  GHSのピクトグラムは同項第2号により規定された標章に相当するものであり、同項第1号ロの「人体に及ぼす作用」とは異なる。  なお、明示方法としては、使用場所への掲示、必要事項を記載した一覧表の備え付け、磁気ディスク、光ディスク等の記録媒体に記録しその内容を常時確認できる機器を設置すること等の方法でも可能である。</p>
<p>通知対象物質以外の物質についてはほとんど情報がないが、保護具の着用管理は可能か。</p>	<p>情報がない化学物質については、化学物質管理専門家などの専門家に相談する方法がある。  保護具の保守管理については「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」の該当部分が参考となる。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html</a></p>